



補助金の活用で より良い住まいへ

家のリフォームや解体への補助
—4月1日から申込受付中—

問合せ先
■建築住宅課(☎⑤7191)

住宅の省エネルギー化のためのリフォーム費用

脱炭素社会の実現に向け、住宅の省エネルギー化のためのリフォームにかかる費用を補助します。詳細は、市ホームページを確認してください。

対象者 市内に住民登録をしている個人で、市税を滞納していない人

対象住宅 自分が居住する個人住宅

主な補助要件 ▷市内の事業者に発注するもの ▷工事着手前(着工前)である ▷新

築、賃貸、別荘、売買などの目的の住宅でない
補助額 20万円以上の費用に対し20分の1(上限10万円)
申込方法 申請書(市ホームページ)

ページまたは建築住宅課にあります)に必要書類を添えて、建築住宅課へ
※予算に達し次第締め切り
ホームページID 10382

(別表) 補助対象となる改修工事

種類	内容
外装	屋根の塗装、防水など
	外壁の張り替え、塗装など
内装	開口部に係るもの
	床、壁、天井など全般
設備	給排水衛生設備
	空調設備
	電気設備
上記に付随するもの	

※補助対象とならない工事の例は、市ホームページを確認してください

空き家のリフォームまたは解体費用

空き家を住宅として改修・解体する工事の支援を行っています。必ず工事着手前に申請してください。その他の要件などがありますので、事前に建築住宅課へ相談してください。

申請方法(①・②共通) 申請書(市ホームページまたは建築住宅課にあります)に必要事項を添えて、建築住宅課へ提出

①空家活用支援事業補助金

主な対象要件 ▷空き家の所有者または空き家を取得して居住する目的でリフォームする人 ▷対象物件は個人が所有し、1年以上空き家となっている ▷工事を市内事業者が発注する ▷共同・長屋・給与住宅ではない

補助額 20万円以上の費用に対し10分の1(上限30万円・要件を満たすものは20万円加算)
ホームページID 3838

②空家解体事業補助金

主な補助要件 ▷空き家の所有者またはその相続人 ▷対象物件は、個人が所有し、1年以上空き家または特定空家となっている ▷工事を市内事業者が発注する ▷所有権以外の権利が設定されていない ▷空き家の全部を解体する
補助額 20万円以上の費用に対し10分の1(上限20万円・居住誘導区域内は10万円加算)
ホームページID 3795

65歳以上の人の防犯対策への補助
—4月15日(水)から申込開始—

問合せ先
■危機管理課(☎②2130)

防犯機能付き電話機などの購入費用



高齢者を狙った訪問詐欺や重要犯罪が増加していることから、住宅やその周辺で発生する可能性のある犯罪を未然に防ぐため、防犯

防犯カメラやカメラ付きインターホンなどの購入費用

対策機器の購入・設置費用の補助を行います。補助を受けるには、購入・設置前に申し込みが必要です。
対象者 本市に住民登録がある、世帯員に65歳以上の人がいるなどの要件を満たしている人
対象機器 ▽家庭用防犯カメラ(ダミーカメラは対象外) ▽人感センサーライ

ト ▽カメラ付きインターホン(本体の設置に必要となる録画機、モニターなども補助の対象とします)
補助金額 購入・設置費用の合計額の2分の1(上限2万円・1000円未満の端数は切り捨て)
申請手順 ①購入・設置前に事前申込書などを提出(事前申込書は危機管理課

または市ホームページにあります) ②市からの審査結果の通知 ③購入・設置 ④購入・設置後に必要書類を添付し、申請書兼実績報告書を提出
※申請を第三者に委任することができません
申込開始日 4月15日(水)
※予算に達し次第締め切り
ホームページID 12058

高齢者が振り込め詐欺等の被害に遭うことを防ぐため、被害防止機能の付いた電話機などの購入・設置費用の補助を行います。補助を受けるには、購入・設置前の申し込みが必要です。
対象者 本市に住民登録がある、65歳以上の人がいる世帯などの要件を満たしている人

対象機器 着信時に相手に警告メッセージを発し、通話内容を自動録音する機能がある電話機または電話機に取り付ける機器
補助金額 購入・設置費用の合計額の2分の1(上限5千円・1000円未満の端数は切り捨て)
申請手順 ①購入または設置前に事前申込書などを提

出(事前申込書は危機管理課または市ホームページにあります) ②市から審査結果の連絡 ③購入・設置 ④購入・設置後に必要書類を添付し、申請書兼請求書を提出 ※申請を第三者に委任することができません
申込開始日 4月15日(水)
※予算に達し次第締め切り
ホームページID 6590



この通話は録音しています